

## 償還期日の変更に関する合意書



Okura Holdings Limited (以下「本件社債引受人」という。)、株式会社しんわ (以下「発行会社」という。) 及び株式会社エパーグローリー・キャピタル (以下「保証人」という。) は、本件社債引受人、発行会社及び保証人が 2018 年 7 月 26 日付で締結した社債引受契約書 (以下「社債引受契約書」という。) に基づき発行会社が発行し、本件社債引受人が引き受けた株式会社しんわ第 1 回無担保普通社債 (一括譲渡制限付少数人数私募) (以下「本社債」という。) の償還期日の変更について、次のとおり合意書 (以下「本合意書」という。) を締結する。

本合意書における用語は、本合意書において別段の定めがある場合を除き、社債引受契約書及び別添 1 の「株式会社しんわ第 1 回無担保普通社債 (一括譲渡制限付少数人数私募) 募集要項」(本件社債引受人、発行会社及び保証人が 2021 年 7 月 30 日付で締結した償還期日及び利率の変更に関する合意書に基づく各変更を含む。以下「募集要項」という。) に定める意味を有するものとする。



### 第 1 条 (償還期日の延期)

募集要項第 7 項第①号の定めにかかわらず、本社債の計 10 口 (1 口 5000 万円)、総額 5 億円につき、償還期日を 2027 年 7 月 31 日 (以下「延期後償還期日」という。) に変更し、本社債の元金は延期後償還期日に全額償還するものとする。延期後償還期日が銀行休業日に当たるときは、償還期日は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

### 第 2 条 (確認事項)

- 
1. 本合意書の当事者は、本合意書第 1 条に定めた事項を除き、本社債の内容は変更されないことを確認する。
  2. 本合意書の当事者は、本合意書第 1 条に定めた事項を反映した後の本社債の内容は、別添 2 の「株式会社しんわ第 1 回無担保普通社債 (一括譲渡制限付少数人数私募) 募集要項」の記載のとおりであることを確認する。
  3. 本合意書の当事者は、発行会社が本合意書の案を本件社債引受人に提示することをもって本件事項について会社法第 735 条の 2 第 1 項に基づく提案を行ったことを確認し、本件社債引受人は、本合意書の締結をもって本件事項について同項に基づき同意する。

### 第 3 条 (一般規定)

1. 準拠法及び合意管轄

本合意書の準拠法は日本法とし、本合意書に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 言語

本合意書は日本語で作成し、これを正本とする。

3. 協議事項

本合意書に定めのない事項又は本合意書の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、本件社債引受人及び発行会社は、協議を行い、その対応を決定する。

(以下余白)

本合意書締結の証として本書3通を作成し、本件社債引受人、発行会社及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2024年7月30日

本件社債引受人：

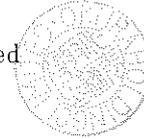
11/F, Admiralty Centre Tower II, 18 Harcourt Road,

Admiralty, Hong Kong

Okura Holdings Limited

Katsuya Yamamoto

Chief Executive Officer, Chairman



発行会社：

福岡県福岡市博多区中呉服町6番10号

株式会社しんわ

代表取締役 田中 力



保証人：

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

株式会社エバーグローリー・キャピタル

代表取締役 田中 力



別添1

「株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少人数私募）募集要項」  
（変更前）

添付のとおり。

株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少数人数私募）募集要項

1. 社債募集総額 金 5億円
2. 社債の種類 無担保普通社債。ただし、債券不発行。
3. 社債の金額 額面金 50,000,000円
4. 社債の利率 発行日の翌日（同日を含む。）から2021年7月31日（同日を含む。）までは年3.00%とし、2021年7月31日の翌日（同日を含む。）から償還期日（同日を含む。）までは年4.00%とする。
5. 発行金額 額面 50,000,000円につき金 50,000,000円
6. 償還金額 額面 50,000,000円につき金 50,000,000円
7. 社債償還の方法
  - ① 本社債の元金は2024年7月31日（以下「償還期日」という。）に全額償還する。当該日が銀行休業日に当たるときは、償還期日は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - ② 当社は発行日の翌日以降何時でも本社債元金に経過利息を付して本社債を買入消却することができる。
8. 利息の支払い方法及び期間 利息は発行日（2018年7月26日）の翌日（同日を含む。）から償還期日までこれをつけ、毎年12月20日及び6月20日の年2回並びに償還期日に、直前の利払日の翌日（第1回の利払日については、発行日の翌日（同日を含む。）から当該利払日（最終回については償還期日）（同日を含む。）までの経過分（1年を365日とし、実日数にて計算する。）を支払う。当該利払日が銀行休業日に当たるときは、当該利払日は前銀行営業日にこれを繰り上げ、当該繰り上げ後の利払日（同日を含む。）までの利息をつける。また、上記の期間に満たざる期間の経過利息を支払う場合も同様に経過分の実日数をもって計算する。ある社債権者に支払う利息の計算において、合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
9. 遅延損害金 発行会社は、本社債の元金、利息その他金銭の支払義務の履行を怠ったときは、その未払額に加えて、各利払期日又は償還期日の翌日（同日を含む。）から当該未払額

の完済日（同日を含む。）までの期間につき、年 6.0%の遅延損害金を社債権者に対して支払う。なお、遅延損害金は 1 年を 365 日とし、実日数にて計算し、合計額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### 10. 期限の利益喪失事由

発行会社は、以下の事由が発生した場合には、社債権者からの通知又は催告なく、本社債の全額につき当然に期限の利益を喪失する。

- (1) 発行会社が、支払不能、支払停止若しくは債務超過に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (2) 発行会社につき、法的整理手続の開始の申立てがあったとき。
- (3) 発行会社の有する預金その他の資産について差押、公租・公課の滞納処分、又は競売手続が開始したとき。
- (4) 発行会社の有する預金その他の資産について仮差押、仮処分、又は保全差押が開始され、20 営業日以内に解消しないとき。
- (5) 発行会社につき、私的整理の開始に係る一部若しくは全部の債権者に対する通知が発送された場合、事業の閉鎖が行われた場合、又は解散を決定する株主総会決議若しくは裁判所の判決・命令がなされたとき。
- (6) 発行会社に本契約上、重大な違反があったとき。
- (7) 発行会社が、各利払期日その他本要項に基づき金銭の支払を行うべき日における本社債に係る元利金の支払その他金銭債務の履行を怠り、10 営業日以内にかかる義務が履行されないとき。

#### 11. 中途解約

社債権者は、償還期日前に所有する社債を解約換金することができない。

#### 12. 第三者譲渡の方法及び譲渡制限

社債権者は、満期前に所有する全部を一括して譲渡する以外の方法によって譲渡することは禁止されている。

#### 13. 払込期日

2018 年 7 月 26 日

14. 振込銀行 三井住友銀行 新橋支店(216)  
普通預金 口座番号 2177217  
口座名義人 株式会社しんわ
15. 申込み取扱い場所 福岡県福岡市中央区天神一丁目 14 番 16 号  
福岡三栄ビル 4 階  
株式会社 しんわ
16. 社債管理者 本社債は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
17. 有価証券届出の免除 本社債の発行に係る取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する少人数向け勧誘に該当することにより、本社債の取得の申込みの勧誘に関し、金融商品取引法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていない。
18. 本社債を譲渡する際の告知義務 本社債を取得した者が、その取得した本社債を他の者に譲渡する場合には、当該他の者に対して、以下(1)及び(2)に掲げる事項を告知し、当該告知事項を記載した書面を予め又は同時に交付するものとする。
- (1) 本社債の発行に係る取得の申込みの勧誘に関しては、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ハに該当することにより金融商品取引法第 4 条第 1 項による届出が行われていないこと。
  - (2) 本社債は、社債権者が満期前に所有する全部を一括して譲渡する以外の方法によって譲渡することが禁止されていること。
19. 保証 保証人は、本社債に係る債務の支払を保証する。

別添2

「株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少数人数私募）募集要項」  
（変更後）

添付のとおり。

株式会社しんわ第1回無担保普通社債（一括譲渡制限付少数人数私募）募集要項

- |                |  |
|----------------|--|
| 1.社債募集総額       | 金 5億円  |
| 2.社債の種類        | 無担保普通社債。ただし、債券不発行。   |
| 3.社債の金額        | 額面金 50,000,000円  |
| 4.社債の利率        | 発行日の翌日（同日を含む。）から2021年7月31日（同日を含む。）までは年3.00%とし、2021年7月31日の翌日（同日を含む。）から償還期日（同日を含む。）までは年4.00%とする。   |
| 5.発行金額         | 額面 50,000,000円につき金 50,000,000円   |
| 6.償還金額         | 額面 50,000,000円につき金 50,000,000円   |
| 7.社債償還の方法      | ① 本社債の元金は2027年7月31日（以下「償還期日」という。）に全額償還する。当該日が銀行休業日に当たるときは、償還期日は前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>② 当社は発行日の翌日以降何時でも本社債元金に経過利息を付して本社債を買入消却することができる。  |
| 8.利息の支払い方法及び期間 | 利息は発行日（2018年7月26日）の翌日（同日を含む。）から償還期日までこれをつけ、毎年12月20日及び6月20日の年2回並びに償還期日に、直前の利払日の翌日（第1回の利払日については、発行日の翌日（同日を含む。）から当該利払日（最終回については償還期日）（同日を含む。）までの経過分（1年を365日とし、実日数にて計算する。）を支払う。当該利払日が銀行休業日に当たるときは、当該利払日は前銀行営業日にこれを繰り上げ、当該繰り上げ後の利払日（同日を含む。）までの利息をつける。また、上記の期間に満たざる期間の経過利息を支払う場合も同様に経過分の実日数をもって計算する。ある社債権者に支払う利息の計算において、合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 |
| 9.遅延損害金        | 発行会社は、本社債の元金、利息その他金銭の支払義務の履行を怠ったときは、その未払額に加えて、各利払期日又は償還期日の翌日（同日を含む。）から当該未払額の完済日（同日を含む。）までの期間につき、年6.0%の遅延損害金を社債権者に対して支払う。なお、遅延損害金は1年を365日とし、実日数にて計算し、合計額に1  |

円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

10.期限の利益喪失事由

発行会社は、以下の事由が発生した場合には、社債権者からの通知又は催告なく、本社債の全額につき当然に期限の利益を喪失する。

- (1)発行会社が、支払不能、支払停止若しくは債務超過に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (2)発行会社につき、法的整理手続の開始の申立てがあったとき。
- (3)発行会社の有する預金その他の資産について差押、公租・公課の滞納処分、又は競売手続が開始したとき。
- (4)発行会社の有する預金その他の資産について仮差押、仮処分、又は保全差押が開始され、20営業日以内に解消しないとき。
- (5)発行会社につき、私的整理の開始に係る一部若しくは全部の債権者に対する通知が発送された場合、事業の閉鎖が行われた場合、又は解散を決定する株主総会決議若しくは裁判所の判決・命令がなされたとき。
- (6)発行会社に本契約上、重大な違反があったとき。
- (7)発行会社が、各利払期日その他本要項に基づき金銭の支払を行うべき日における本社債に係る元利金の支払その他金銭債務の履行を怠り、10営業日以内にかかる義務が履行されないとき。

11.中途解約

社債権者は、償還期日前に所有する社債を解約換金することができない。

12.第三者譲渡の方法及び譲渡制限

社債権者は、満期前に所有する全部を一括して譲渡する以外の方法によって譲渡することは禁止されている。

13.払込期日

2018年7月26日

14.振込銀行

三井住友銀行 新橋支店(216)  
普通預金 口座番号 2177217  
口座名義人 株式会社しんわ

- 15.申込み取扱い場所  
福岡県福岡市中央区天神一丁目14番16号  
福岡三栄ビル4階  
株式会社 しんわ
- 16.社債管理者  
本社債は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
- 17.有価証券届出の免除  
本社債の発行に係る取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第2条第3項第2号ハに規定する少人数向け勧誘に該当することにより、本社債の取得の申込みの勧誘に関し、金融商品取引法第4条第1項の規定による届出は行われていない。
- 18.本社債を譲渡する際の告知義務  
本社債を取得した者が、その取得した本社債を他の者に譲渡する場合には、当該他の者に対して、以下(1)及び(2)に掲げる事項を告知し、当該告知事項を記載した書面を予め又は同時に交付するものとする。
- (1) 本社債の発行に係る取得の申込みの勧誘に関しては、金融商品取引法第2条第3項第2号ハに該当することにより金融商品取引法第4条第1項による届出が行われていないこと。
  - (2) 本社債は、社債権者が満期前に所有する全部を一括して譲渡する以外の方法によって譲渡することが禁止されていること。
- 19.保証  
保証人は、本社債に係る債務の支払を保証する。